

○奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則

令和元年十月十五日

奈良県規則第十八号

改正 令和三年三月三十一日規則第六四号

令和四年三月三十一日規則第四七号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則をここに公布する。

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例(令和元年十月奈良県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請手続)

第三条 条例第三条に規定する申請をしようとする者は、支援資金貸与申請書(第一号様式)を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の支援資金貸与申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 留学生修学支援計画書(第二号様式)
- 二 留学生に対し、修学資金の貸与を決定したことが分かる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(貸与の決定通知)

第四条 知事は、前条第一項の規定による支援資金貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援資金を貸与することを決定したときは、支援資金貸与決定通知書(第三号様式)によりその旨を申請者に通知する。

(交付の請求等)

第五条 支援資金の貸与の決定を受けた法人は、支援資金の交付を受けようとするときは、支援資金交付請求書(第四号様式)に請求金額内訳書(第五号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 支援資金の貸与を受けた法人は、その都度、借用証書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学に必要なと認められる期間)

第六条 条例第四条第三項の規則で定める期間は、日本語教育機関にあつては一年とし、養成施設にあつては正規の修学年限に相当する期間とする。ただし、知事は、災害、疾病その他やむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(返還債務の免除の申請手続)

第七条 条例第六条の規定により返還債務の免除を受けようとする法人又は条例第七条の規定により返還債務の全部若しくは一部の免除を受けようとする法人は、返還免除申請書(第七号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(業務に従事することができない特別の事情)

第八条 条例第六条第二項の規則で定める特別の事情は、介護休業その他知事が定める事情とする。

(災害の程度)

第九条 条例第七条第一号の規則で定める災害の程度は、支援留学生の住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもので、債務の返還が困難であると認められるものとする。

(返還猶予の申請手続)

第十条 条例第九条の規定による支援資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする法人は、返還猶予申請書(第八号様式)に猶予を受けようとする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 条例第九条の規定により支援資金の返還債務の履行を猶予された法人は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(変更事項等の届出等)

第十一条 支援資金の貸与を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を記載した変更事項等届出書(第九号様式)にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた支援資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

- 一 法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。
- 二 支援留学生が条例第五条各号のいずれかに該当し、修学資金の貸与を終了したとき。
- 三 前号に掲げる場合のほか、支援留学生(当該者に係る支援資金の返還債務の残存があるものに限る。次項において同じ。)の修学又は就労の状況に変更が生じたとき。

2 支援資金の貸与を受けた法人は、毎年度四月末までに、同月一日現在における支援留学

生に係る状況について、支援留学生状況報告書(第十号様式)により知事に報告しなければならない。ただし、貸与を受けた支援資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

(その他)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

受付番号

支援資金貸与申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例第3条の規定による支援資金の貸与を受けたいので、申請します。

なお、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金の貸与を受けるに当たり、介護福祉士の資格取得を目指す留学生の修学等を支援するとともに、この資金の貸与に係る条例等を遵守し、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。

記

支援資金の額 円

優先順位	留学生氏名	対象経費	期間等	金額(円)	備考
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日		
		学費	年 月 日～ 年 月 日		
		入学準備金	年 月 日 入学予定		
		就職準備金	年 月 日 就職予定		
		計			
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日		
		学費	年 月 日～ 年 月 日		
		入学準備金	年 月 日 入学予定		
		就職準備金	年 月 日 就職予定		
		計			
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日		
		学費	年 月 日～ 年 月 日		
		入学準備金	年 月 日 入学予定		
		就職準備金	年 月 日 就職予定		
		計			
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日		
		学費	年 月 日～ 年 月 日		
		入学準備金	年 月 日 入学予定		
		就職準備金	年 月 日 就職予定		
		計			
				合計	

注1 申請に当たっては、留学生が養成施設を卒業後、奈良県内に所在する事業所又は施設において、5年間(過疎地域にあっては、3年間)就労する意思があることを確認してください。

2 留学生に係る支援資金の総額を申請してください(日本語教育機関については1年分、養成施設については正規の修学期間分を上限とします。)

3 法人内での「優先順位」を踏まえ、予算の範囲内で貸付決定を行います。

留学生修学支援計画書

法人名

優先順位	留学生氏名	国籍	資格外就労の予定		支援計画
			施設等名称	所在地市町村名	
			[事業開始年月日：] [就労条件・業務内容]		[学習や日常生活における支援体制、相談体制等]
			[事業開始年月日：] [就労条件・業務内容]		
			[事業開始年月日：] [就労条件・業務内容]		
			[事業開始年月日：] [就労条件・業務内容]		
			[事業開始年月日：] [就労条件・業務内容]		

第3号様式(第4条関係)

貸付決定番号	
--------	--

支援資金貸与決定通知書

年 月 日

様

奈良県知事

印

年 月 日付けで申請のありました奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金につきましては、下記のとおり貸与することに決定しましたので、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

管理番号	留学生氏名	対象経費	期間等	貸与金額(円)
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日	
		学費	年 月 日～ 年 月 日	
		入学準備金	入学予定日 年 月 日	
		就職準備金	就職予定日 年 月 日	
		計		
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日	
		学費	年 月 日～ 年 月 日	
		入学準備金	入学予定日 年 月 日	
		就職準備金	就職予定日 年 月 日	
		計		
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日	
		学費	年 月 日～ 年 月 日	
		入学準備金	入学予定日 年 月 日	
		就職準備金	就職予定日 年 月 日	
		計		
		居住費等生活費	年 月 日～ 年 月 日	
		学費	年 月 日～ 年 月 日	
		入学準備金	入学予定日 年 月 日	
		就職準備金	就職予定日 年 月 日	
		計		
				合計

第4号様式(第5条関係)

支援資金交付請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

電話番号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年度分の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金

口座 振替 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義人(カナ)	

注 奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則第5条第1項に規定する請求金額内訳書(第5号様式)その他知事が必要と認める書類を添付すること。

請求金額内訳書

貸付決定番号	管理番号	留学生氏名	対象経費												計			
			①居住費等生活費			②学費			③人学準備金			④就職準備金			貸付決定額	交付済額	今回請求額	
			貸付決定額	交付済額	今回請求額	貸付決定額	交付済額	今回請求額	貸付決定額	交付済額	今回請求額	貸付決定額	交付済額	今回請求額				
			計															

注 奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則第5条第1項に規定する支援資金交付請求書(第4号様式)に添付すること。

第6号様式(第5条関係)

借 用 証 書

金 円

ただし、 年度分の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金

上記のとおり借用しました。

年 月 日

奈良県知事 殿

法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

印

電話番号

第7号様式(第7条関係)

返還免除申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

下記の者に係る支援資金について、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例第6条又は第7条の規定による支援資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

氏 名				[管理番号]
貸与を受けた支援資金の額	総額	円		
	うち、居住費等生活費	円(期間： 年 月～ 年 月)		
	学費	円(期間： 年 月～ 年 月)		
	入学準備金	円		
	就職準備金	円		
免除を受けようとする額	円			
修学した日本語教育機関	所在地			
	施設等名称			
	卒業等年月日	年 月 日(卒業)		
修学した養成施設	所在地			
	施設等名称			
	卒業等年月日	年 月 日(卒業)		
卒業後の状況	期間		就労先の所在地・名称	
	年 月 から	年 か月	所在地	
	年 月 まで・現在		名称	
	年 月 から	年 か月	所在地	
年 月 まで・現在	名称			
疾病、育児休業その他規則で定める特別な事情により業務に従事することができなかった期間	理 由		期 間	
			年 月 日から	
			年 月 日まで	
免除を受けようとする理由				
備考				

注 免除を受けようとする事由を証する書類等を添付すること。

第8号様式(第10条関係)

返還猶予申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

下記の者に係る支援資金について、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例第9条の規定による支援資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

氏名			[管理番号]
貸与総額及び貸与期間	総額	円	
	うち、居住費等生活費	円(期間： 年 月～ 年 月)	
	学費	円(期間： 年 月～ 年 月)	
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
返還済額及び返還期間	円	年 月から 年 月まで(年 か月)	
返還猶予申請額及び希望する猶予期間	円	年 月から 年 月まで(年 か月)	
修学した日本語教育機関	所在地		
	施設等名称		
	卒業等年月日	年 月 日(卒業)	
修学した養成施設	所在地		
	施設等名称		
	卒業等年月日	年 月 日(卒業)	
卒業後の状況	期間		就労先の所在地・名称
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 か月	所在地
			名称
	年 月 から 年 月 まで・現在	年 か月	所在地
		名称	
猶予を受けようとする理由			
備考			

注 猶予を受けようとする事由を証する書類等を添付すること。

第9号様式(第11条関係)

変更事項等届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

届出事項	
届出事項の 発生年月日	年 月 日
届出内容	

第10号様式(第11条関係)

支援留学生状況報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者氏名
電話番号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則第11条第2項の規定により、 年4月1日現在における支援留学生の状況を報告します。

管理番号	留学生氏名	4月1日現在の状況	支援資金の貸付状況		
			貸付決定額(円)	交付額(円)	返還未済額(円)

- 注1 修学中の支援留学生については、日本語教育機関又は養成施設の名称及び所在地並びに支援留学生の学年を記載すること。
- 2 就労中の支援留学生については、就労先の法人の名称、事業所の名称及び所在地並びに介護福祉士の業務に従事した年数を記載すること。
- 3 1及び2に掲げるもののほか、支援資金の返還等に関して、特に報告が必要な事項(支援留学生が行方不明であるとき等)があれば、詳しく記載すること。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和四年規則第四七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。

第1号様式(第3条関係)

(令3規則64・令4規則47・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第4条関係)

(令4規則47・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

(令3規則64・一部改正)

第5号様式(第5条関係)

(令4規則47・一部改正)

第6号様式(第5条関係)

第7号様式(第7条関係)

(令3規則64・令4規則47・一部改正)

第8号様式(第10条関係)

(令3規則64・令4規則47・一部改正)

第9号様式(第11条関係)

(令3規則64・一部改正)

第10号様式(第11条関係)

(令3規則64・一部改正)